

三 都 第 2206 号
平成 21 年 3 月 5 日

三 原 警 察 署 長 様
(交 通 課)

三原市長 五藤 康之

[公 印 省 略]

〒723-0015

三原市円一町二丁目3番4号

建設部 土木管理課

三原市路面着色舗装に係る技術運用の策定について(通知)

標記について、平成21年3月5日付で「三原市路面着色舗装に係る技術運用」を作成したので、
通知をします。

三原市路面着色舗装に係る技術運用

平成21年3月5日

三原市 建設部 土木管理課

1. 目的

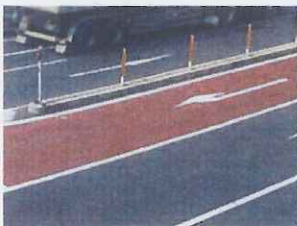
路面の着色舗装(以下「舗装」という。)については、各種区画線の標示に併せて施工を施すことにより、交差点及び路面標示標識等、これらの情報について注意を促し、視覚視認性を補完するものとして、歩行者の通行及び車輛走行の安全性をより一層高めるものとして施工をしている。

これまで、これらの基準については明確なものがなく、各現場の状況に応じて施工をしている状況にあるが、これらの基準を定めることによって、設計基準及び根拠の透明性を図ることから、三原市路面着色舗装に係る技術運用(以下「運用」という。)を次のとおり定める。

2. 舗装基準

運用については、次の舗装基準表を適用する。

表 1 舗装基準表

臙脂色(えんじいろ)	黄 色	青 色	緑 色
横断歩道手前 右折ゾーン(導流路) 傾斜部(坂道) 曲線部 バス停留所 停車帯(駐車帯)	交差点内 三叉路内 踏切前部 減速を促す区間 傾斜部(坂道)において 滑止舗装とするもの。	通学路 歩道 路肩 身障者駐車区画	グリーンベルト 歩行者横断帯 (フットパス) 路肩
施工例 	施工例 	施工例 	施工例 
※その他特に危険箇所における視覚視認性を必要とする箇所	※その他特に危険箇所における視覚視認性を必要とする箇所	※その他特に危険箇所における視覚視認性を必要とする箇所	※その他特に危険箇所における視覚視認性を必要とする箇所

※ただし、上記については、隣接する建物意匠及び周辺の景観に配慮し設計を講じるものとする。